

京都市告示第 4 7 2 号

道路法第 1 8 条の規定に基づき，次のように道路の区域を変更し，その供用を開始します。

その関係図面は，京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 2 5 年 3 月 1 2 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
宇多野吉祥 院線	右京区常盤森町 1 番地の 1 地先から	旧	メートル 75.10	メートル 4.75 ~ 7.73
	同区太秦和泉式部町 3 番地の 47 地先まで	新	92.20	5.98 ~ 12.90
嵯峨経 42 の 1 号線	右京区嵯峨中又町 22 番地の 6 地先から	旧	メートル 16.20	メートル 1.50 ~ 3.45
	同区嵯峨苅分町 24 番地の 1 地先まで	新	16.20	3.17 ~ 4.12
嵯峨経 48 号 線	右京区嵯峨北堀町 20 番地の 191 地先から	旧	137.60	4.20 ~ 10.05
	同区嵯峨天龍寺油掛町 26 番地地先まで	新	137.60	6.33 ~ 16.25
嵯峨経 49 号 線	右京区嵯峨中又町 16 番地地先から	旧	62.50	3.50 ~ 6.00
	同区嵯峨折戸町 12 番地地先まで	新	62.50	4.85 ~ 9.98

(建設局土木管理部道路明示課)